

令和3年度

施政方針

未来創生へ更なる飛躍

～全ての町民が主役のまちづくりの実現に向けて～



伊仙町

目 次

町長あいさつ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
財 政 分 野	財政健全・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
防 災 分 野	防災の強化・・・・・・・・・・・・ P 6
地 方 創 生 分 野	地方創生事業の推進・・・・・・ P 7
生活環境・産業分野	環境整備・・・・・・・・・・・・ P 9
	農業振興・・・・・・・・・・・・ P 10
	生活環境・・・・・・・・・・・・ P 13
保健福祉・医療・介護分野	保 健・・・・・・・・・・・・ P 15
	医 療・・・・・・・・・・・・ P 16
	介 護・・・・・・・・・・・・ P 17
	福 祉・・・・・・・・・・・・ P 18
	子育て支援・・・・・・・・・・・・ P 19
	健康増進・・・・・・・・・・・・ P 20
環境・観光分野	環境保全・観光振興・・・・・・ P 21
教育分野	教育行政・・・・・・・・・・・・ P 23
	社会教育・・・・・・・・・・・・ P 26

施政方針



令和3年第1回伊仙町議会定例会の開会にあたり、伊仙町議会議員各位と町民のみなさまに対しまして、令和3年度に望む町政運営に関わる所信、また町政の基本方針を申し上げ、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

本年は、新型コロナウイルス感染症の影響により延期となった東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。ホストタウンであるボスニア・ヘルツェゴビナの選手団と町民の交流を深め、更なる友好を深めてまいります。また世界自然遺産登録の可否が2021年の6月から7月にかけて判断されます。2021年の5月から小学校を始めとして環境教育を行う予定であり、登録に向け普及啓発など関係機関と連携し全力で取り組んでまいります。

令和3年度の施政方針は、本町の現状を踏まえたうえで、「財政」「防災」「地方創生」「生活環境・産業」「保健福祉・医療・介護」「環境・観光」「教育」の7つの分野で、「すべての町民が主役のまちづくり」の実現に向けた施策を提案いたします。

財政分野においては、事業の見直しや再構築を進めるとともに、財源の大半は町民の貴重な税金であるとの認識の下に、健全化の取り組みを推進し、歳出削減や新たな財源の確保などに様々な方策を検討・実施し、事業が円滑にできるよう全職員一丸となって取り組みます。

防災分野においては、今後も発生が予想され、近年激甚化している台風や地震、豪雨などの様々な災害に対し、自助・共助・公助の精神で伊仙町が一体となり、全集落における避難訓練の実施など、安心・安全な地域の構築に向け、自主防災組織の育成を図ります。老朽化した庁舎建て替え計画を進めていきます。また、公民館・生活館等を防災拠点の機能向上を目的として、防災機能を強化することで、災害に強いまちづくりに取り組みます。また伊仙町国土強靱化計画に基づき、防災・減災、国土強靱化に向けて、さらなる取り組みを進めます。

地方創生分野においては、「集中から分散へ」「生涯活躍のまちづくり」を実現するため、令和2年度からの5か年計画である第2期「伊仙町まち・ひと・しごと創生総合戦略」において定めた、4つの基本目標を推進し、各集落・小規模校区単位の活力、特色を引き出す施策を進めてまいります。また、令和元年7月に設立した一般社団法人長寿子宝社と連携し、行政の手が届かない細かな課題や、町民や民間企業の要望をマッチングさせることで、事業の担い手不足の解消や雇用創出を図ります。

生活分野においては、伊仙町公営住宅等長寿命化計画に基づき、社会資本整備総合交付金公営住宅等整備事業等を活用し、公営住宅の新規整備や建て替え、既存町営住宅の長寿命化のための修繕・改善を進めます。また、伊仙町公営住宅等整備計画も現況に合った計画となるよう随時見直しを行います。あわせて、水道事業については、水源地帯の環境保全でより良い水質を確保し、公平な利用環境を整え、生活用水を最優先に考え、水道利用料金の公平な負担をお願いしていきます。

環境分野において、クリーンセンターでは令和8年度までに焼却ごみー2,000トンを目指します。その中で本町では約300トンの焼却ごみ減量が必要であるため、現在、焼却しているごみから新たなリサイクル品目追加に取り組んでまいります。

産業分野においては、農業生産額50億円の持続的な達成に向け、さとうきび生産農家支援として、ビレットプランターなどの各種植え付け作業・各種トラクター作業の費用助成、採苗班活動への支援を行い、面積の拡大を図り、適期管理作業の推進のため、徳之島さとうきび農作業受委託調整センターを最大限に活用するとともに、夏植型の栽培体系を推進することにより、単収向上に取り組み、土づくり及び地力の強化に取り組めます。

畜産農家支援として、優良素牛事業の交付金を増額し、繁殖雌牛の品質向上や飼養頭数の増加を図ります。また畜産分野におけるスマート農業を推進するため、牛温恵などの導入を推進することで畜舎内での事故の防止に努め、畜産農家の所得向上及び飼養管理の向上を図ります。小規模農家から大規模農家まで、それぞれの経営規模に応じた畜産資材の導入を推進します。

園芸農家支援については、奄美農業創出支援事業を活用し、共同利用機械整備によるポテトハーベスターの整備を行い、パレイショの栽培技術の向上を図り、園芸振興に努めます。また、推進事業を活用し、農家の栽培技術・生産意欲の向上、また、生産基盤の強化に努めます。

鳥獣被害対策として、鳥獣被害防止対策実践事業の活用により、有害鳥獣駆除を推進します。有害鳥獣捕獲従事者の研修会参加費用や旅費を補助し、捕獲従事者の技術向上を図ります。農家毎のイノシシ被害対策を促すべく、イノシシ対策資材の購入費用の助成を行います。

子育て分野においては、母子手帳発行や乳幼児健診、個別訪問等の機会を利用し、子どもの成長発達について保護者の理解を深めます。また、関係機関と連携を図り、一人ひとりの特性や家庭環境に合わせた支援や相談体制の充実に努めます。また子育て中の親子の不安をとりのぞくため、交流促進や育児の相談する場を設け、子育ての孤立感・負担感の解消を図り、本町の実情に即した体制づくりと、切れ目のない子育て支援を行います。

保健分野においては、予防から医療・介護までの一体的事業の推進を図り、関係課や関係機関等で連携を強化し、PDCAサイクルに基づいた保健医療介護予防対策を強化します。また、一次予防から重症化予防まで取り組むとともに、各集落公民館やほーらい館等を活用した予防活動の強化や、専門機関等とも連携した取り組みを推進します。

福祉分野については、地域の課題に対応した障害福祉サービスや地域生活支援事業の提供体制を整備し、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進します。また、障がいのある児童への支援として、保育所や教育機関、支援事業所と連携を図り、発達支援を推進します。

介護分野については、令和3年度より新たに「高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画」がスタートします。地域住民に介護保険制度の理解を深めてもらうため、広報誌の活用や集落での座談会などを実施して、地域住民みんなで支えていけるような制度運営を推進していきます。また、必要な方に必要なサービス提供を行い、適切に運営していけるように、地域包括支援センターと連携して取り組みます。

医療分野については、関係部署や関係機関との連携を図り、切れ目ない一体的事業運営にに取り組むことを推進し、医療費適正化など機能強化に努めます。また今年度の新たな取り組みとして、国特別調整交付金（結核・精神）に係る申請支援共同事業による事務の効率化・申請額の増加を図ります。

後期高齢者医療保健事業について、介護予防、生活習慣病などの疾病予防や重症化予防の一体的な取り組みを推進するため、医療、介護、健診などのデータを活用し、地域包括支援センターや健康増進課と連携を図りながら、地域サロンや介護予防教室などの通いの場で、運動・栄養・口腔などの健康教室・健康相談を実施します。

教育分野においては、伊仙町の未来を担う子どもたちが自らの力で明るい未来を切り拓いていくことができるように、学校、家庭、地域、行政の緊密な連携の下で、一丸となって子どもたちの学びを支える体制を整えると共に町民の誰もが生涯を通じて豊かに学ぶことができる生涯学習社会に向けて、教育の充実・発展に取り組みます。

社会教育分野においては、未来の伊仙町を担う人材育成の観点から、徳之島を知り、学びを深める地域教育の場を子どもたちに提供します。また人生100年時代を見据え、年齢に関係なく全ての人が学び続け、能力を発揮できる機会と場を提供するためのキャリア教育、地元学、図書室充実、スポーツ活動の推進を行います。

以上の施策を着実に実行することで、年齢、性別、障がいのあるなしに関わらず、「すべての町民を主役とした生涯活躍のまちづくり」実現に向け、今後とも町民のみなさま、ならびに議員各位に、ご支援・ご協力を心からお願い申し上げます。

令和3年3月

伊仙町長 大久保 明

＜財政分野＞ 財政健全化

施策1. 「未来創生へ更なる飛躍」をスローガンとした各種施策の実現を目指します。

- ・ 令和3年度の当初予算の骨格については、「未来創生へ更なる飛躍」をスローガンに「災害に強いまちづくり」「農業振興の推進」「健康長寿・子宝の伊仙（まち）の実現」「社会資本整備の推進」「企業の誘致と職業人財育成」「島の自然・歴史・文化を活かしたまちづくり」に向けた各種施策を推進します。

施策2. 税負担の公平性を確保します。

- ・ 町税の未納者へ督促状・催告状を送付し、更に電話催告・接触等を行っても納税意識のない滞納者には、滞納処分として、個人資産（給与・預貯金・生命保険・不動産）の調査及び差押えを実施し、資産の発見ができなかった場合は家宅捜索を行い動産の差押え公売を実施し、納税意識の向上を図ります。今まで以上に、納期内納付や口座振替を推進し、収納率向上に努めます。

<防災分野> 防災の強化

施策3. 災害に強いまちづくりを推進します。

- ・ 近年、全国的に自然災害が激甚化し、「数十年に一度」、「これまでに経験したことがない」という言葉を繰り返し耳にするようになりました。
本町においても、今後発生が予想される様々な災害に対して、町民や地域、行政が手を取り合い、自助・共助・公助の精神で一体となり「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安心・安全な地域の構築に向け、自然災害発生時の備えとして、全集落における避難訓練を実施し、自主防災組織の育成を図ります。
また集落防災拠点の機能向上を目的とし、各集落避難所の改修整備を図ります。
- ・ 若手消防団員の入団促進に努め、消防団員の活動支援及び訓練を通じて、地域防災のリーダーを育成し、組織の強化を図ります。
- ・ 今後も伊仙町国土強靱化計画に基づき、防災・減災、国土強靱化に向けて、さらなる取り組みを進めます。

施策4. 新庁舎建設を進めます。

- ・ 高齢者や障がいのある方をはじめ、来庁されるみなさまが分かりやすく、安全で快適に利用できるユニバーサルデザインに対応した開放的で町民に親しまれる庁舎を目指し、行政手続きのみではなく、町民同士の交流を促し、コミュニティやまちづくりの拠点となる庁舎を目指します。
また昨年のワークショップでいただいた町民のみなさまの意見を盛り込み、伊仙町の防災拠点としての機能を担う庁舎整備を目指すとともに、建物の長寿命化や環境負荷低減に貢献する庁舎とします。

＜地方創生分野＞ 地方創生事業の推進

施策5. 「集中から分散へ」「生涯活躍のまちづくり」を実現するため、地方創生事業を推進します。

【基本目標1】人的関係資源を基盤にした、集落・小学校単位のまちづくりをします。

- ・ 現存する集落・小学校・中学校を統廃合することなく、これらを核とした拠点の活性化を明確にします。特に小規模校の存続に関しては、人数の維持も大事だが、集落や地域が支える存在意義や、子どもたちが自分で考える学びの姿勢も作り出します。

本町の小さな拠点の単位は、小学校の集落と位置付けることで伝統文化の継承や人材育成、結いの精神を実践する場として、本町で最も大切な人材関係の核となる場を形成するように推進します。

【基本目標2】子宝のまち・伊仙町で地域力に支えられた結婚・出産・子育て・教育を実現します。

- ・ 民間企業による婚活支援や、その後の子育て支援課による子育て支援を展開します。認可保育園に関しては、民間の力を大いに発揮していただき、行政は役割を明確にし、後押しします。ひとり親支援、病児保育、発達障害者支援、小児科医、産婦人科医確保に関しても、各協議会を中心に面的な施策の展開を実施します。
- ・ 教育に関しては、子どもたちの勉学だけでなく、地域への誇りや、愛着と未来への志を持って育つ子育てを、地域ぐるみで行うことを目指します。

【基本目標3】様々な形で関わる「関係人口」を地域の発展につなげます。

- ・ 地域おこし協力隊の活躍やサテライトオフィス事業の活用により、様々な年代、職種の方が地域との関わりを作りあげつつあります。今後とも関係人口に該当する人々の専門的知見や人脈、事業展開力を本町で今後も発揮してもらい、地域の発展につなげます。

【基本目標4】 稼げるまちづくり、安心して伊仙町へUターンできるまちづくりを目指します。

- ・ 現在取り組んでいるサテライトオフィス事業による民間企業とのつながりを軸に、働き方改革によって需要の高まるワーケーションの受け皿となりえる地域環境作りに取り組み、地域雇用の拡大を促進します。
- ・ 移住に関しては、徳之島で生まれ育ち、進学や就職で島外に暮らすUターン希望者、また徳之島に興味を持っているIターン希望者が、それぞれのライフステージで、島で安心した暮らしを送れるような施策を打ち出します。

【横断目標】

- ・ コロナ禍の中で新しい生活様式を取り入れ、離島の強みを強化していきます。これまで進めてきた「生涯活躍のまちづくり」を基本方針とし、離島のハンディを克服するためにも最新技術のいち早い習得や、新しい生活様式に沿った持続可能なまちづくり、さらに地元企業の育成や新しい企業誘致など、コロナ禍にあった地域づくりを目指します。

＜生活環境・産業分野＞ 環境整備

施策6. 農業基盤整備事業を活用し、畑地かんがい事業の推進及びダム管理に取り組みます

- ・ 徳之島用水事業受益地の畑地かんがい事業も一部地区で事業完了が近づいております。さらなる事業同意の推進を図るため令和2年度より畑総事業推進支援協議会からの分担金一部支援や徳之島用水土地改良区賦課金の弾力的な運用が可能となりました。将来の徳之島の農業を考えると畑かん施設の整備は不可欠ですので引き続き重点的事業として推進します。

また、老朽化した伊仙中部、東部ダムの施設、管水路などを水利施設整備事業において更新を計画しております。

分担金の滞納についても徴収体制強化に取り組みます。

施策7. 多面的機能推進交付金事業を活用し、農地や農業用施設（農道・水路等）の維持管理に努めます

- ・ 各組織独自で地区内の農道・水路等の軽微な補修、沈砂池の除草や土砂上げなど維持管理を実施し、地域保全に取り組んでいただいております。今後は長寿命化計画を作成し、軽微な農道舗装を行い、営農の利便性向上に取り組んでいきます。事業地区外の補修については補修基準を作成し、農地の補修に関しては農家負担も必要と考えております。

施策8. 地籍調査の面積拡大を推進します。

- ・ 地籍調査が実施されていない土地は「公（字）図」で登記されており、正確な面積や境界が決まっていないため、売買や相続に伴う分筆登記などに支障をきたしております。本町でも平成9年度から地籍調査を進めておりますが、令和元年度末の進捗率は26.3%となっております。調査が進まない原因としては、一部で登記名義人が死亡している土地などもあり、土地所有関係者の合意上で境界を確定するため時間がかかっている地区もありますが、引き続き推進を図ります。町民のみなさまにも相続登記を確実にを行うよう、お願いいたします。

<生活環境・産業分野> 農業振興

施策 9. 農福連携による生涯活躍・生きがいの取り組みを継続します。

- ・ 伊仙町農業支援センターを中心に「キノコにじいろクラブ」と連携し、野菜づくりに取り組みます。子どもたちが農業体験をとおり、様々な人との関わりを持つことで、心身の成長を促し、就労支援の準備段階としての役割を担います。

施策 10. 担い手農家を確保・育成し、農家戸数の維持に取り組みます。

- ・ 担い手農家を対象とした研修会を実施し、意欲ある担い手の育成に努めます。また、経営状況を正確に把握するための経営管理ソフト購入の助成を行い、青色申告を推奨し、経営者としての自立を支援します。

施策 11. 新規就農者を支援・育成し、農業青年クラブ会員の確保に取り組みます。

- ・ 伊仙町農業青年クラブへの加入を促進し、活動をとおして、農業に関する情報交換の場を広げ、営農意欲の向上、将来を担う若手農家の確保に取り組みます。
また、就農して間もない新規就農者が農業知識・技術を習得できるよう、関係機関と連携し、ほ場巡回を定期的に行います。

施策 12. 人と農地の問題を解決するための話し合い活動等を推進します。

- ・ これまで人・農地問題解決加速化支援事業を活用し、それぞれの集落・地域において徹底的な話し合いを行い、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するために作成した「未来の設計図」である「人・農地プラン」の見直しや、プランの実質化に向けた取り組みを推進します。

施策 13. 担い手農家への農地の効率利用を目的とする農地中間管理事業を推進します。

- ・ 実質化した人・農地プランの策定地域を対象として、地域内の農地を農地バンク（農地中間管理機構）に貸付けることで、交付対象となる協力金等を活用し、人・農地プランなどの地域の話し合いの場や戸別訪問などによる事業を推進し、担い手への農地集積・集約化を図ります。

施策14. 栽培面積の増加、単収向上、地力の強化などを推進し、さとうきび農家を支援します。

- ・ ビレットプランターなどの各種植え付け作業・各種トラクター作業の費用助成、採苗班活動への支援を行い、栽培面積の拡大を図ります。
また適期管理作業の推進を図るため、徳之島さとうきび農作業受委託調整センターを最大限に活用するとともに、夏植型の栽培体系を推進し、堆肥や緑肥種子の助成による土づくり及び地力の強化を支援し、単収向上に取り組みます。

施策15. 優良素牛助成事業を拡充します。

- ・ 優良素牛事業の交付金を増額し、繁殖雌牛の品質向上や飼養頭数増加を図ります。

施策16. 畜産分野におけるスマート農業を推進します。

- ・ 牛舎内での事故率の低減や疾病の早期発見により、経済的損失の軽減を図るため、監視カメラや牛温恵などの導入を推進することで畜舎内での事故防止に努め、畜産農家の所得向上及び飼養管理の向上を図ります。

施策17. 飼養頭数に応じた幅広い規模の畜産農家に対し、畜産資材導入を推進します。

- ・ 小規模農家から大規模農家まで、それぞれの経営規模に応じた畜産資材の導入を推進します。スタンションで成牛、育成牛を個体毎に栄養管理し、生産性を向上させ、カウハッチで子牛を個体毎に管理することで商品性の向上を図ります。

施策18. 奄美農業創出支援事業を活用します。

- ・ 事業を活用し、共同利用機械整備によるポテトハーベスターの整備を行い、バレイショの栽培技術の向上を図り、園芸振興に努めます。
また、推進事業を活用し、農家の栽培技術・生産意欲の向上、また、生産基盤の強化に努めます。

施策19. 農林水産物輸送コスト支援事業を活用します。

- ・ 奄美群島では農林水産物の島外出荷及び原材料の移入において、本土における陸上輸送費に加えて海上輸送費が必要となり、本土より高い輸送コストを負担しています。このため、輸送コスト支援により、流通条件の不利性を軽減し、本土産地と同一条件の環境を整えます。

施策20. 鳥獣被害防止対策実践事業を活用し、有害鳥獣駆除及び対策を推進します。

- ・ 鳥獣被害防止対策実践事業（推進事業）の活用により、有害鳥獣捕獲従事者の研修会参加費用や旅費を補助し、捕獲従事者の技術向上を図り、効率的な捕獲を推進します。また、農家毎のイノシシ被害対策を促すべく、イノシシ対策資材の購入費用の助成を行います。

施策21. 離島漁業再生支援交付金事業による漁業の総合的活性化を促進します。

- ・ 産業祭・魚まつりへの参加、お魚教室の開催により、地元産魚介類の魚食普及を図ります。

施策22. 農地利用の最適化を推進します。

- ・ 経営計画と土地の賃借に関する意向を調べるための農家全戸調査を、機構集積支援事業を用いて、今後の町農業振興計画推進に資する基礎資料として活用します。また、「農地中間管理事業」に関しましては、農地の出し手に対する「機構集積協力基金」を活用して農地の流動化を促進し、制度の運用を本格化させるなど、担い手への農地集積を図ります。

<生活環境・産業分野> 生活環境

施策 2 3. 地元住民へ拡張工事の重要性を理解してもらい、道路改良工事を進めます。

- ・ 社会資本整備交付金事業を活用し、町道阿権馬根線・阿三中山線の改良舗装工事を進めていきます。第二西下線他 2 路線については、地元住民に拡張工事の重要性を説明しながら用地交渉を進め、改良工事を進めていきます。また、伊仙馬根線に関しては、手側池から J A までの歩道部に道路照明設置の整備を進めます。

施策 2 4. 老朽化した町道や橋梁の補修工事を進めます。

- ・ 防災・安全社会資本整備交付金を活用し、路面性状調査結果に基づき修繕の候補箇所の舗装補修工事を進めます。橋梁に関しましては、道路メンテナンス事業を活用し、点検結果に基づき老朽化の著しい橋梁から順次補修を推進していきます。また、過疎対策整備事業に関しては、町民の要望を精査しながら緊急性のある道路を優先的に改良工事をするよう進めます。

施策 2 5. 慢性的な住宅不足の解消、また既存町営住宅の計画的な修繕・改善による長寿命化を図ります。

- ・ 伊仙町公営住宅等長寿命化計画に基づき、社会資本整備総合交付金公営住宅等整備事業や民間資金を活用し、公営住宅の新規整備や建て替え、既存町営住宅の長寿命化のための修繕・改善を進めます。
また、伊仙町公営住宅等整備計画も各地区の公営住宅の戸数や需要を考慮し、現況に合った計画となるよう随時見直しを行い整備をします。

施策 2 6. 施設の適正管理や適時更新に努めます。

- ・ 昨年度までに「簡易水道特別会計」と「上水道事業会計」の統合を終え、分割することなく町全体の改良・更新計画に着手していますが、旧施設や管路の台帳整理に時間を要しており、着手箇所や順位付けが困難になっています。適正な計画を策定して効果的な更新改良を管理の簡素化で低コスト化と安定供給に努めます。

施策27. 安心・安全な水の安定供給を目指します。

- ・ 昨年度までに旧簡易水道事業と上水道事業の統合が終わり、令和2年度から町全体の水道事業として実施することができました。今後は給水区域を分離することなく、老朽管や施設の更新と改良を一括して計画していきます。しかしながら、特に中部地区の管類の現況把握が非常に困難であり、台帳整備や漏水修理に時間を要しています。一日も早く状況把握に努め、安心・安全な水の安定供給で災害被害やストレスのない事業運営を目指します。

<保健福祉・医療・介護分野> 保健

施策28. 早世予防として若年期からの健康づくり支援と元気高齢者を増やし町民の健康寿命の延伸をめざします。

- ・ 特定健診受診率60%、特定保健指導実施率60%以上を維持するとともに、保健指導の内容の充実を図り、要指導者や生活習慣病の予備軍含め早期からの介入支援で、脳梗塞や心筋梗塞、糖尿病の重症化に伴う循環器疾患の予防に努めます。必要な方への早期治療を勧奨するとともに治療中断者等への受診を勧奨し、重症化予防に努めます。

さらには、一次予防としてバランスの取れた食事、適度な運動、禁煙、飲酒の適量化、ストレスへの対処など、若年期から生活習慣病予防に取り組むよう支援するとともに、町民の健康長寿の延伸を図ります。

施策29. 町民の健康増進を図るため、サービスの拡充と保険者機能の向上の強化を図ります。

- ・ 予防から医療・介護までの一体的事業の推進を図り、関係課で連携を強化し、データヘルス計画や国保のKDBシステム等を有効に活用し、PDCAサイクルに基づいた保健医療介護予防対策を強化します。

また、これを推進するため関係機関、関係団体との連携も強化し、一次予防から重症化予防まで取り組むとともに、各集落公民館やほーらい館等を活用した予防活動の強化や、専門機関等とも連携した取り組みを推進します。

<保健福祉・医療・介護分野> 医療

施策30. 国保財政運営の健全化に務めます。

- ・ 財政運営においては、社会情勢の変化や国保事業運営の困難化を背景とした平成30年4月の制度改正に伴い、安定的な財政運営・効率的な事業の確保を担うなど財政運営責任主体が県へ移行されました。保険給付に必要な費用を全額交付する一方、市町村ごとに示された国保事業費納付金を県に収める必要があり、それに見合う保険税を賦課・徴収しなければなりません。そのために、関係部署や関係機関との連携を図り、切れ目ない一体的な事業運営に取り組むことを推進し、各種事業評価指標に沿って機能強化に努め、保険者努力支援制度交付金の更なる獲得を目指します。
- ・ 今年度の新たな取り組みとして、国特別調整交付金（結核・精神）に係る申請支援共同事業による事務の効率化・申請額の増加を図ってまいります。また、がんドックの助成など被保険者に寄り添った国保財政運営に努めます。
- ・ 被保険者数の減少や被保険者の高齢化に伴う医療費の高騰により、1人当たりの負担額が増加傾向にあります。また、「次期鹿児島県国民健康保険運営方針」に沿った保険料水準の統一に対応するため、本町においても県が示す標準税率に最も近づけた税率改正等、国保運営協議会を通して保険税についての見直しを図り、国保財政運営健全化を推進します。

施策31. フレイル対策を推進します。

- ・ 後期高齢者医療保健事業について、フレイル（要介護状態に至る前段階で、身体的・精神心理的・社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や健康障害を招きやすいハイリスク状態）対策などの介護予防、生活習慣病などの疾病予防や重症化予防の一体的な取り組みを推進するため、医療・介護・健診などのデータを活用し、地域包括支援センターや健康増進課と連携を図りながら健康課題を把握するとともに、地域サロンや介護予防教室などの通いの場で、運動・栄養・口腔などの健康教室・健康相談を実施します。

＜保健福祉・医療・介護分野＞ 介護

施策32. 介護保険制度の適切な運用を推進します。

- ・ 令和3年度より新たに「高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画」がスタートします。地域住民に介護保険制度の理解を深めてもらうため、現状の課題や仕組みをわかりやすく説明し、発信していきます。そのために、広報誌の活用や集落での座談会などを実施して、地域住民みんなで支えていけるような制度運営を推進します。

また、必要な方に必要なサービス提供を行い、適切に運営していけるよう、地域包括支援センターと連携して取り組みます。

施策33. 地域包括ケアシステムの深化を推進します。

- ・ 高齢者が自ら健康を保ち、身近な地域で介護予防活動ができるように、意識の啓発や住民主体の通いの場の拡充を行います。そのための支援として、住民向けの講座や座談会を開催し、元気高齢者が支える側として活躍することが自身の介護予防になることや、地域力の向上につながることへの理解・促進を図ります。

また、認知症高齢者は今後も増加することが想定されており、認知症になっても安心して暮らしていくことのできる社会を目指し、相談窓口の周知、認知症カフェの開催、認知症サポーター養成講座を実施し、地域共生社会の実現を目指します。

＜保健福祉・医療・介護分野＞ 福祉

施策34. 地域で連携し、支援や助成の充実を図ります。

- ・ 障がいのある方の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえ、地域の課題に対応した障害福祉サービスや地域生活支援事業の提供体制を整備し、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進します。また、障がいのある児童への支援として、保育所や教育機関、支援事業所と連携を図り、発達支援を推進します。
- ・ 対象者の重度心身障害者医療費助成事業登録率100%に向けて、未登録者への登録申請を促進します。

施策35. 地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進します。

- ・ 令和2年度から実施してきた住民参加型の「伊仙町地域福祉計画」及び、令和2年度に策定する「伊仙町障がい者計画及び第6期障がい福祉計画並びに第2期障がい児福祉計画」を基に、地域が抱える多様な生活課題に、地域全体で取り組み支え合う体制づくりを推進します。

＜保健福祉・医療・介護分野＞ 子育て支援

施策36. 子どもの自立に向けた成長促進のため、一人ひとりの発達段階に応じた成長を支援します。

- ・ 母子手帳発行や乳幼児健診、個別訪問等の機会を利用し、子どもの成長発達について保護者の理解を深めます。また、保育園や学校、教育委員会、医療機関など関係機関と連携を図り、一人ひとりの特性や家庭環境に合わせた支援や相談体制の充実に努めます。
- ・ 子育て中の親子の不安をとりのぞくため、交流促進や育児の相談する場を設け、子育ての孤立感・負担感の解消を図り、本町の実情に即した体制づくりと、切れ目のない子育て支援を行います。

施策37. 伊仙町子ども・子育て支援事業を活用し、子育て環境の整備を促進します。

- ・ 保育園においては、児童数の偏りをなくして各園とも、ゆとりのある保育が実施できるように努めます。また放課後学童クラブの充実に努めます。

施策38. 幼児期・学齢期において、むし歯に罹患している児童の割合が高いため、子どもの疾病予防・早期発見に努めます。

- ・ 保育園（4歳児以上）でのフッ化物洗口を推進し、学齢期においてのむし歯罹患率の低減に努めます。

施策39. 子どもや母子・父子家庭等への医療費助成により、生活の安定と福祉の向上を支援します。

- ・ 乳幼児や義務教育就学児や非課税世帯の高校生及び母子・父子家庭等への医療費援助を継続して行い、子育て世帯の負担軽減を図ります。

施策40. 母子の不安解消や子どもの発育・発達支援に努めていきます。

- ・ 妊娠期（母子手帳発行）から母子に対して寄り添い、乳幼児健診や親子教室等を通して母子の不安解消や子どもの発育・発達支援に努めていきます。
また、出産後においても医療機関や関係機関と連携を図りながら、子育てしやすい町づくりを目指します。

＜保健福祉・医療・介護分野＞ 健康増進

施策4 1. 町民のさらなる健康増進・医療費削減をめざします。

- ・ 徳之島随一の健康増進施設としての「ほーらい館」は、町内外から多くの方に利用いただく一方、13年目を迎え施設のメンテナンスも重要となってきました。補修計画なども検討しながら、健康増進施設として町民の効果的な健康づくりを支援し、健康増進で医療費の削減を目指します。

また若年層から高齢者まで、日常生活で取り入れることのできる運動やさまざまな健康機器を使用したプログラムを計画し、利用者の健康増進に資する拠点として、プログラムの効果・検証を行い、本町のみならず、徳之島全体の「健康増進のシンボル」として、さらに安定した施設運営を目指します。

- ・ スイミング事業についてはプログラム参加の待機者がいるクラスもあり、さらに小さなお子さんから多くの皆様にご利用いただけるよう体制の強化や、プログラムの充実を図り、泳力の向上支援等を行います。

さらには老朽化してきた施設の維持管理について、必要な修繕や機器の更新など補修点検を強化し、施設の長寿命化を図ります。

施策4 2. 関係機関で連携し、早世予防に努めます。

- ・ 伊仙町“いのち支える”自殺対策推進協議会を中心とした地域におけるネットワークの強化と、ゲートキーパー養成講座による自殺対策を支える人材の育成に努めていきます。また、子どもたちから発信されたSOSを周囲の大人たちが的確に受け止めることができるよう、地域全ての人々が関わり、連携・協同を強化していきます。また、自殺対策予防週間・自殺対策月間における広報、ポスター掲示、全世帯へのリーフレットの配布により啓発と周知を図ります。生活に困窮している住民への支援として、臨床心理士による相談会などを開催し、住民に寄り添った事業を展開します。

<環境・観光分野> 環境保全・観光振興

施策43. 町内の生活排水による水質汚染防止を推進します。

- ・生活排水による公共区域の水質汚染の防止を目的に、合併浄化槽設置整備補助金制度を実施し、あわせて単独処理浄化槽の撤去費用及び合併処理浄化槽への転換に伴う配管工事費にも一部補助をしております。循環型社会形成推進地域計画（5ヵ年）を再度見直し、町内の実情を踏まえた目標を立て、合併処理浄化槽への転換に努めます。

施策44. 世界自然遺産への登録を推進します。

- ・世界自然遺産登録に向けた大きな一歩を目前に最終段階を迎え、確実に登録されるよう伊仙町としても関係機関の連携強化や清掃大作戦による身近なゴミ拾いによる環境への住民意識の向上や遺産価値の保全に取り組んできました。登録の実現を視野に入れ、ボランティア作業や普及啓発・人材育成など各種関係機関団体と連携をとり、遺産価値が将来にわたり保全されていく体制の構築を図ります。

施策45. 自然・歴史・文化を生かしたまちづくりに取り組みます。

- ・昨年度は新型コロナウイルスの感染拡大により、イベントなどの中止が相次ぎ、観光客が減少しましたが、今年度はコロナ終息後の観光客の増加を目指し、海開きや夏祭り、トレイルウォーキングなどのイベント開催に向けて取り組みます。

施策46. 町内の海岸の美化に努めます。

- ・町内12か所の海岸について作業員を雇用し、海岸清掃を行っています。流木や木くず・浮き・外国製の飲料ペットボトルなどのあらゆる漂流物が毎日漂着しており、回収・処理を行っています。毎年、海の日には幼稚園・小学生・中学生・高校生たちや大勢の町民で各集落の海岸清掃を行っており、引き続き海岸の美化に努めます。

施策47. 不法投棄防止に向けて取り組みます。

- ・ 不法投棄については、ルールを守らずに、河川・山林・道路・谷間にゴミを不適切に捨てる人や事業者がおります。昨年度も不法投棄を確認して即座に回収するとともに、ルール違反の無いよう広報誌・防災無線などで啓発活動をしてまいりました。今年度においても、引き続きパトロールを強化し、悪質な者に対しては被害届を警察に提出し、ルール違反のない適正な方向へ導きます。

施策48. 世界自然遺産登録に向け、飼い猫の適正な飼い方の情報発信を推進します

- ・ 飼い猫の適正な飼養及び管理に関して条例を定めることにより町民の動物愛護の意識を高めるとともに飼い猫の野生化及び放し飼いによるアマミノクロウサギその他野生動物への被害を防止し、地域生活環境の向上並びに自然環境及び生態系の保全を図ることを目的に取り組みます。
またノネコの発生源となる集落にいるノラネコが増加しないように対策として不妊去勢手術を施しリターンまで行うTNR活動にも努めます。

施策49. 狂犬病の予防を目的とした飼い犬の適正な飼い方を推進します

- ・ 狂犬病の発生を予防・まん延防止・撲滅を目指すことにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ることに努めます。狂犬病の予防として年1回、狂犬病予防注射が義務付けられており飼い犬の登録、野良犬の保護を保健所と連携していきます。

施策50. ごみ分別の徹底を図ります。

- ・ 徳之島愛ランドクリーンセンターは耐用年数を超えて稼動している状況であり、環境に影響を与えない様、焼却温度を下げないためにも、住民へのごみ分別の徹底、生ごみに関しては水気をよく切ってからのごみ出しを周知徹底してまいります。ごみステーションへのごみ出しに関しまして、住民に分別徹底を周知したうえで分別されていないごみは違反ごみとして扱い、そのごみに関しましては一定期間収集を行わず、違反ごみとして人の目に触れるようにし、町民の意識改善に努めます。

＜教育分野＞ 教育行政

施策5 1. 各校の特色ある教育活動の実施を支援することで、郷土を愛する豊かな心の育成を目指します。

- ・ 自分が生まれ育ったふるさと徳之島を誇り、愛し、島の自然・歴史・文化・基幹産業であるさとうきびを中心に農業を守り育てる人材の育成を図ります。

施策5 2. 道徳教育の充実により道徳性を養い、夢や希望をもち、自らの生き方を主体的に考える力を育成します。

- ・ 道徳性の基盤となる道徳的判断力、心情、実践意欲と態度を育てるため、子どもたちの実態に即した授業等の充実を支援します。また将来、社会の中で自分の役割を果たし、自分らしい生き方を実現するための力の育成を図る活動を支援します。

施策5 3. 特別な支援を要する子どもたちへの個に応じた手立てや支援体制など、特別支援教育を充実させ、一人ひとりの個性や能力を高めるよう努める。

- ・ 一人ひとりのニーズに応じた支援を行うため、各校の就学指導委員会、町教育支援委員会における話し合いの充実を図ります。また、個に応じた指導の充実を図るために、引き続き、特別支援教育支援員の確保及び人員の充実及び指定の特別支援教室の整備を推進します。

施策5 4. 未来を担う児童生徒の基礎学力向上のための支援を行います。

- ・ 漢検・英検・数検の受検に際する費用の全額補助を行い、目標をもって日々の学習に取り組めるよう、基礎学力の向上につなげます。

施策5 5. 標準学力検査の受検費用を補助し、町内の全ての児童・生徒の学力の状況や経年変化について分析することで、学力の向上につなげます。

- ・ 各校で実施する標準学力検査の費用を引き続き全額補助します。保護者の負担をなくし、本町の児童・生徒一人ひとりが確実に検査を受け、義務教育9年間で毎年の結果分析を積み重ねることで、個々の児童・生徒の学力の現状に応じた個別指導の充実が図られるよう努めます。

施策56. 学校教育の充実に合わせ、家庭での学習習慣の形成や家庭学習の質の向上を図り、新しい学力観に相応しい、基礎学力を身に付けていただくよう努めます。

- ・ 中学校職員がいつでも効率的にネット上から選択し活用できる国語・数学・理科・社会・英語の学習プリントを導入します。児童生徒の学習進度に合わせてながら、プリントを選択・作成までの時間も短時間で行えることを生かして、基礎学力の向上と学習習慣の形成を図ります。

施策57. 学校職員の教科や学級経営の指導力の向上に向け、各種研修内容の充実に図ることで、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行い、学校教育の充実につなげます。

- ・ 町内の学力向上推進協議会の体制の見直しを図り、行政・学校・地域一体となって未来を担う子どもに必要な力、そして、町内の教育環境はどうあるべきか検討していきます。また、町内の研究体制を見直し、講義型・知識注入型のみでの授業形式だけでなく、「主体的・対話的で深い学び」の見られる授業の実現に向け、個々の職員の力量を高めます。

施策58. 幼・小・中間の交流、幼稚園相互、小学校小規模校相互の交流活動を支援することで、未来を創る児童・生徒に豊かな経験を積ませるよう推進します。

- ・ 交流活動の際の交通手段を確保し、児童生徒が多様で豊かな経験ができるように支援の充実に図ります。

施策59. 学校図書館機能化に資する人的・物的体制を整え、図書館の利用活性化を図り、未来を担う幅広い知識を蓄えてもらうよう努めます

- ・ 未来を生きる人材の土台作りのため、学校図書館機能の充実化事業として、小中学校11校に司書補を3名配置し、蔵書の管理及び図書館の環境整備、読書旬間における読み聞かせ活動を通して、児童・生徒の生きる力の土台となる読書習慣の形成を図ります。また今後、電算化（バーコード）導入を進めます。

施策60. 小・中学校の教室等のIT化を進め、教師が充実した授業を展開できる環境の一層の充実化を図り、未来を創るIT活用能力を身に付けることができるよう努めます。

- ・ 未来を創る・人材を育てる「伊仙町学校ICT環境整備5ヵ年計画」の4年目となり、児童・生徒にとって分かりやすい授業展開に寄与する電子黒板や、それに付随するデジタル教科書等のICT機器の整備を継続して実施します。昨年度までに、電子黒板を各小中学校に70台を整備し、指導者用デジタル教科書も小学校に国語、算数、理科、社会を整備しており、中学校に関しては、来年度の教科書改訂に伴い、新たに整備をします。

また、平成31年度から始まった小学校のプログラミング教育の実施について、令和2年度GIGAスクール事業にて、児童・生徒一人一台タブレット端末の整備を進めており、校内LAN、Wi-Fi環境の整備も整い、プログラミング学習がタブレット端末で実施できるよう整備します。

以上のように、IT化を進め、校務処理の効率化や教員の事務負担の軽減を図ります。これにより、教員が児童・生徒と向き合う時間を確保するとともに、教員間の情報の共有化等によって個々の児童・生徒への指導を充実させます。

施策61. 教師の日常業務の効率化を進め、児童・生徒の日々の授業準備の時間の確保を図ります。

- ・ 前年度に教師の校務用パソコンを全学校に整備しました。今後は校務支援ソフトを導入し、業務の効率化を図ります。

<教育分野> 社会教育

施策62. 本町で育つ子どもたちの可能性を広げるためのキャリア教育・地元学を行い、未来を担う人材を育成します。

- ・ 全世代を対象に、スポーツ選手や企業人、研究者やアーティストを講師に招聘し、職業、アート、科学、そして徳之島に関わる講座を行うことで、視野を広げるキャリア教育を行います。大人に対しては学びなおしの機会を提供します。

中学生・高校生には、現役東大生によるネットを介した遠隔双方向授業を行い、自習スペースでの普段の学習支援も含め、学校外での学習の場を提供します。

【東大ネット参加人数】

- ・ H30年度：352人 ・ R1年度：459人 ・ R2年度：476人 (R3.1末現在)

【いせん寺子屋参加人数】

- ・ H30年度：128人 ・ R1年度：221人 ・ R2年度：94人 (R3.1末現在)

施策63. 島の自然・文化・伝統などあらゆる面で優れた知識・技能を有した人材を生かす体験活動を提供し、地域資源を活用した人材を育成します

- ・ 町内の小・中学生の親子を対象に、伊仙の自然・文化・史跡などを生かした体験活動を行い、学ぶ場の提供や伊仙の良さに触れてもらえるよう努めます。地域のあらゆる人材に講師依頼することで、誰もが主役になれる場も提供します。

また、将来の伊仙を担う子どもたちには、異文化体験、交流体験等の活動をとおして、リーダーの資質を育み、本町の良さを再発見・再認識できる活動機会を提供します。

【いせん親子チャレンジ教室参加人数（特別回含）】

- ・ R2年度：80人（4月～1月 6回開催）

【三町リーダーキャンプ研修会参加人数】

- ・ R2年度：21人（うち伊仙町から7名参加）

施策64. 東京オリンピック・パラリンピックに関連した交流を図ります。

- ・ 「長寿・子宝」で広く認知される伊仙町では、多世代に渡る触れ合いや、伝統的な暮らしが守られ、人間性豊かな人々が暮らしており、本町の「第5次伊仙町総合計画」では、心豊かな人づくり、生涯学習の観点にたつて人間性豊かで、たくましく生きる町民の育成を目指しています。教育・文化・スポーツの振興を通じ、地域の連帯性の醸成と自治意識の高揚を図ることを目標として掲げており、本町においては、ホストタウンの取り組みを通じて、この基本構想の目的を果たすことができると考えます。

障がいのあるなし、世代・性別に区別されることのない「生涯活躍の町・伊仙町」を標榜する上で、町内におけるオリンピック・パラリンピックへの機運の盛り上げを図ることで、世代を問わないスポーツ活動の一層の振興を図り、またこれを機に車いす利用者などへもやさしい町づくりのきっかけとする事も目指します。オリンピック・パラリンピアン、関係者との交流等を情勢を鑑みながら、ボスニア国の民族融和の経緯を理解し、異文化との触れ合い、学びの機会、健康づくりへの意識の向上につなげます。

施策65. スポーツ活動の推進に取り組みます

- ・ 近年、各スポーツ少年団の県大会・九州大会及び全国大会等への出場が増え、優秀な成績を残しております。遠征費の補助及び活動経費の免除を実施し、離島のハンディを乗り越え、スポーツでの活躍を支え、それらの団体・個人を支援するため、活動及び遠征への財政支援を実施します。また町民体育祭や駅伝競走大会等、スポーツ活動を通しての活気ある町づくりに取り組みます。

【総合体育館年間利用者人数】

- ・ H30年度：19,035人 ・ R1年度：16,549人 ・ R2年度：9,888人 (R3.1未現在)

【グラウンド利用者人数】

- ・ H30年度：8,339人 ・ R1年度：11,263人 ・ R2年度：11,076人 (R3.1未現在)

施策66. 義名山公園を中心とした公園整備を行い、子どもたちへの遊び場を創出します

- ・ 子宝日本一を誇る伊仙町で子育て世代からの要望の強い遊び場を中心に、多世代が利用できる公園づくりを行うため、長期5か年計画に基づき、義名山公園のテニスコート上段を改修し、大型子供向け遊具、斜面を広く取った芝生広場、バスケットコートを造り、テニスコート下段も子ども用自転車などの供用を可能とします。また上部の鑑賞広場を、グランドゴルフ、8人制サッカーが出来る併用スペースへ改修し、幅広い年齢層の方々が楽しみながら過ごせるエリアを作り出します。

施策67. 歴史民俗資料館の施設整備、また展示場所の魅力化による地域資源の価値付けを行い、シマの自然・歴史・文化を生かした地域力を発信します

- ・ 島内1位を誇る所管文化財を積極的に活用するため、教育や観光に資する地域資源として見直されている地域文化や歴史の価値を再認識し、新たな価値を付加する事業に取り組みます。本町に残る宝の魅力を、自然、史跡の中で体感できるようにイベントや情報発信に力を入れ、発信施設としての歴史民俗資料館の魅力化を図ります。

【歴史民俗資料館年間利用者人数】

- ・ H30年度：1,489人 ・ R1年度：1,256人 ・ R2年度：380人 (R3.1末現在)

施策68. 公民館を拠点とし、公民館講座や公民館利用促進による民間団体・個人的文化活動を促進し、文化活動・体験の機会を創出します

- ・ 公民館講座の人材発掘を進め、生涯学習の拠点として魅力ある講座を開設し、より広い層への文化体験の機会を提供します。また公民館利用も促し、民間団体の活動の活発化を図ります。また町民の学習ニーズに応えるとともに、地域資源の活用と人材育成を図ります。

【中央公民館年間利用者人数】

- ・ H30年度：10,574人 ・ R1年度：8,460人 ・ R2年度：7,269人 (R3.1末現在)

施策69. 図書室の充実や移動図書館による町民への豊かな読書体験を提供します

・子宝日本一を誇る伊仙町の図書蔵書数は島内でも少なく、目で見て手に取る体験から本の世界へ誘う。社会に出て重要となる読解力を子どもたちが身に付けられるようあらゆる手段で支援を行います。読書体験については、放課後児童クラブでの読み聞かせ、図書室での定期的なおはなし会の実施等を行い、読書活動を推進します。また、新たに移動図書館車による学校・集落等への巡回貸出しと、読み聞かせ、読書通帳システム導入により、身近に本のある暮らしを実現し、読書を通じて大人も子どもも世界観を広げられる取り組みを行います。

【図書室年間入館者人数】

・H30年度：4,262人　・R1年度：4,308人　・R2年度2,362人（R3.1末現在）

【貸出冊数】

・H30年度：9,764冊　・R1年度：8,878冊　・R2年度：5,006冊（R3.1末現在）

【蔵書数】

・H30年度：18,000冊　・R1年度：18,697冊　・R2年度：19,497冊（R3.1末現在）